

議案第25号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、<u>個人番号カード</u>を職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第33条第8項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>(以下これらを「<u>個人番号カード等</u>」という。)の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、<u>個人番号カード等</u>を職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第33条第8項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体</p>

み込まれているものに限る。)を用いて、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)を利用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 省略

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 印鑑登録証又は個人番号カードの提出がないとき。
- (2) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しくき損し、又は汚損しているため識別が困難なとき。
- (3)～(5) 省略

が組み込まれているものに限る。)を用いて、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)を利用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 省略

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 印鑑登録証又は個人番号カード等の提出がないとき。
- (2) 印鑑登録証又は個人番号カード等が著しくき損し、又は汚損しているため識別が困難なとき。
- (3)～(5) 省略

付 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定(「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。)は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。